西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 真鍋 精志 様

京都府知事 山田 啓二

奈良線第2期複線化事業に係る環境影響評価準備書についての 環境の保全の見地からの意見について

上記環境影響評価準備書について、環境影響評価法第20条第1項の規定に基づき、別紙のとおり意見を述べます。

担当	環境部
	環境管理課指導担当
電話	0 7 5 - 4 1 4 - 4 7 1 5
FAX	0 7 5 - 4 1 4 - 4 7 0 5

1 全体的事項

○ 本工事の資材運搬車両は、事業実施区域周辺の主要道路における交通量に比べ、十分に少ないものの、その工事区間は広範囲に及び、工事期間は長期間にわたるものとなることから、工事実施場所及び工事関係車両の通行ルート周辺の環境保全のため、低公害型の車両の選定や、走行ルートへの配慮等、必要な環境保全措置を実施すること。

また、工事の実施に際しては、あらかじめ、周辺住民に対して工事内容や期間について周知及び説明を行い、住民からの意見についても配慮すること。

- 浮遊粒子状物質、騒音及び振動について、工事中の調査を実施すること。 また、予測を上回る影響が確認された場合には、必要に応じて新たな環境保 全措置を講じ、環境負荷の低減に努めること。
- 今後、事業の実施に当たり、予測の前提となった条件(列車速度、列車本数等)が具体化する中で、環境影響が予測を上回る可能性がある場合には、供用前までに調査・予測・評価を実施し、必要な場合は環境保全措置を講じること。また、その他環境に影響を及ぼす新たな事実が判明したときは、速やかに府及び関係市町に報告するとともに、適宜、専門家の指導、助言を受けた上で適切な措置を講じること。
- 車両の省電力化や騒音・振動の低減等、環境への影響をより低減するような 研究・開発を行い、その成果の積極的な導入に努めること。

2 個別事項

(1) 騒音·振動

- 「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について (平成7年環大一第174号)」に基づき、列車走行に伴う「騒音レベル の状況を改良前より改善すること。」を確実に実施し、環境保全措置の設 定について、振動も含めて、事業者が実行可能な範囲内でできる限り環境 への影響を回避・低減しているかについて評価し、記載すること。
- 予測地点及び予測地点以外の場所での、防音壁等の騒音・振動に係る環境保全措置の決定に当たっては、騒音等の増加の要因となる車両速度、路線構造の変化、住居等の近接度合いなどを踏まえて検討し、検討した保全措置の内容、効果及び景観や日照に与える影響について周辺住民に示した上で、合意形成を図ること。

また、学校・病院等、特に環境保全上の配慮が必要な施設については、 その設置者との合意形成を図った上で措置の内容を決定すること。

- 防音壁等の環境保全措置を講じない場合の鉄道騒音予測結果は、住民が 防音壁の設置の要否を検討する際に有用な情報となることから、評価書に 記載すること。
- 「最大騒音レベル」は、列車のすれ違いなどによる影響がよく反映され、 わかりやすい指標であるため、評価書に記載し、その結果を踏まえて、事 業者が実行可能な範囲内でできる限り環境への影響を回避・低減している

かについて評価し、記載すること。

- 夜間作業については、周辺住民の生活環境の保護の観点から、極力避けることとし、安全上の理由等により、やむを得ず行う場合においては、可能な限り騒音・振動の発生を抑えるよう配慮すること。
- 鉄道騒音・振動による環境への影響の低減を持続させるため、レール削 正や車輪転削等の維持管理を適切に実施し、周辺住民からの苦情等には適 切に対応すること。
- 鉄道騒音・振動の事後調査を適切な時期に実施し、環境影響が予測を上回る場合は必要な環境保全措置を実施すること。

(2) 水質

○ 宇治川橋梁工事をはじめ、工事の実施により発生するおそれのある濁水の処理については、公共用水域の水質への影響を低減するため、必要に応じ排水処理施設を設置し、維持管理を適切に行うこと。

(3) 景観・生態系

- 世界文化遺産である平等院及び宇治上神社に近い宇治川を渡河する橋梁は、地域のシンボル的な景観の重要な要素となることから、構造・色彩等の詳細な内容について、専門家等の意見を聞きながら慎重に検討すること。
- 調査地点No.1 (桃山御陵周辺) においては、擁壁の設置により、身近な眺望点からの景観への影響が予測されているため、擁壁の緑化や周囲の景観に配慮した素材・色彩の選定等の具体的な環境保全措置を検討し、地域住民との合意形成を図ること。
- 沿線の草地については、景観資源としての価値を有し、生態系を保全する上でも重要なものとなる可能性があることから、事業実施に伴い、安易に減少させることのないように配慮するとともに、適切な維持管理に努めること。

(4) 廃棄物等

○ 工事で発生する廃棄物については、発生量の低減・再使用・再資源化に 配慮した上で、廃棄物処理法に基づき適正に保管及び処理し、発生土につ いては他工区で再使用するなど適切な処理計画を作成すること。